

質問表

令和2年6月2日

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 様

川崎市介護支援専門員連絡会 会長 出口 智子

お世話になっております。当会へのご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aの質問です。

「居宅介護支援」の問17についてです。

臨時的取扱いの第11報の問5で、新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合は、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていただければ、居宅介護支援費の請求は可能となっておりますが、どのように請求データ送付すればよいか。また、対象となるサービス提供月はいつからになるか。

(回答) 令和2年5月28日追加

請求データの送付については、当初、居宅サービス計画等の策定していたとおりの内容の給付管理票データの送信をしてください。

対象となるサービス提供月は、令和2年5月提供分からとし、それ以前の提供に関しては対象外とします。(厚生労働省に確認済)

とありますが、ここで言う、「新型コロナウイルス感染症の影響」とはどのようなことを想定されていますか？

例えば、感染予防の為、ご利用者やご家族の意向により、通所介護等の利用を控えたことや、介護事業所側が感染拡大予防の為にお休みになった事業所もあります。こちらも該当すると判断してよろしいですか。

また、どのようなことが該当しますか？

ご回答をお願いいたします。

(回答欄)

新型コロナウイルス感染症の影響とは当該新型コロナウイルスに感染した場合のほか、都道府県等からの休業の要請を受けて休業したもの(第2報)や、感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業したもの(第3報)も含むとされています。

したがって、2表、3表、6表及び7表において予定されていたサービスが上記理由により利用がなくなった場合、6表等により予定されていたサービスについて給付管理票等を作成することで、居宅介護支援費を請求することは可能です。

また、利用者都合によるサービス利用の中止については、当該中止理由が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、当該利用者の意向であっても上記と同様の取り扱いになるものと解します。

質問表

令和2年6月3日

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 様

川崎市介護支援専門員連絡会 会長 出口 智子

お世話になっております。当会へのご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第12報）」に係る運用についての質問です。

事前調整について

- ・利用者から事前の同意を得られた場合に限り、本運用を適用することができます。
- ・必ず介護支援専門員と連携し、通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ってください。
- ・居宅介護支援事業所が作成する給付管理票、及び、通所系サービス事業所並びに短期入所サービス系事業所が作成する介護給付費明細書に、本内容を反映させる必要があります。

とあるますが、これは、介護サービス事業所側がご利用者に対して説明等をされるという解釈でよろしいでしょうか。プランの調整やご利用者説明は必要ありませんか。
介護支援専門員は、介護サービス事業所との連絡、国保連請求の対応と考えればよろしいでしょうか？
ご回答をお願いいたします。

(回答欄)

第12報の通所介護費等及び短期入所生活介護費等の請求単位数の取り扱いは、令和2年6月提供分から適用され、また、この取り扱いは、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合とされていますので、利用票及び利用票別表等の内容も含め、利用者等に説明し、同意を得ることが求められているものと解します。